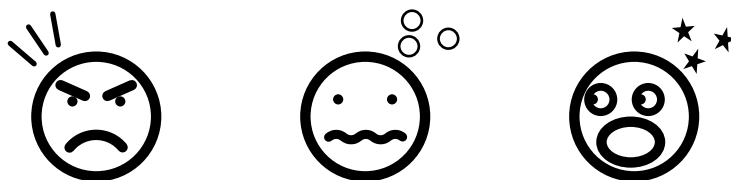


中高生サマースクール

学校が夏休み期間中の8月22日、23日の両日、都内在住・在学の中高生を対象に「中高生サマースクール」を開催した。法曹界を身近に感じてもらい、司法に関心をもってもらえるよう、「裁判傍聴」「刑事模擬裁判」「専門講座」の3つのコースを企画、延べ約150名が参加した。



Aコース：裁判傍聴

初日に行なわれたAコース裁判傍聴には今年も多数の応募があり、抽選となった。

中高生44人が参加し、冒頭に中島信一郎法教育センター運営委員会委員長から挨拶があり、引き続き、村中貴之委員から約30分間、刑事裁判の手続きが説明された。

その後、参加者は4班に分かれて、各班ごと担当弁護士の引率で東京地方裁判所に行き、約1時間、刑事裁判を傍聴した。

3班が傍聴した裁判は、覚せい剤取締法違反（自己使用目的所持）事件の裁判であった。被告人が地方在住者（保釈中）であったためか、第1回公判期日で判決の言渡しまで傍聴することができた。

「刑事裁判は、犯罪者を処罰することが目的だ」という単純なイメージを払拭できる、よい機会であった。参加者にとって、情状証人となった被告人の妻の様子が非常に衝撃的であったようだし、裁判官の親身な説諭も、心に響くものだった。参加者は、人生の一大事を扱う刑事裁判の重みを感じたことと思う。

ところで、被告人は、数年来覚せい剤を使用していなかったが今回久しぶりに手を出してしまったという弁解を行なったのだが、参加者たちは、全員、これはウソなのではないかと感じたらしい。ところが、判決内容は被告人の弁解内容を前提にしていたため、皆、違和感を覚えたという。筆者は、「裁判官も多分ウソだと思ったはず。でも、絶対ウソだという証拠は無いか



刑事裁判手続きの説明

ら、確信が持てない。ウソの弁解だという確信が持てない以上、裁判官は、被告人に有利な判決をしなければいけない。それが『疑わしきは被告人の利益に』という刑事裁判のルールだ」と説明した。参加者は、刑事裁判の仕組みをよく理解して、新鮮な驚きの表情を見せていた。

裁判傍聴後の質疑応答では、予定時間終了後も積極的に質問をする参加者が少なくなく、参加者にとっては、非常に有意義な機会だったのではないかなと思う。昨今は法教育の論議が盛んであるが、難しいことを考えず、とにかく一度、裁判を傍聴してみろという機会＝単純な入口をつくっていくことが、司法への理解を築く第一歩ではないかと感じた。

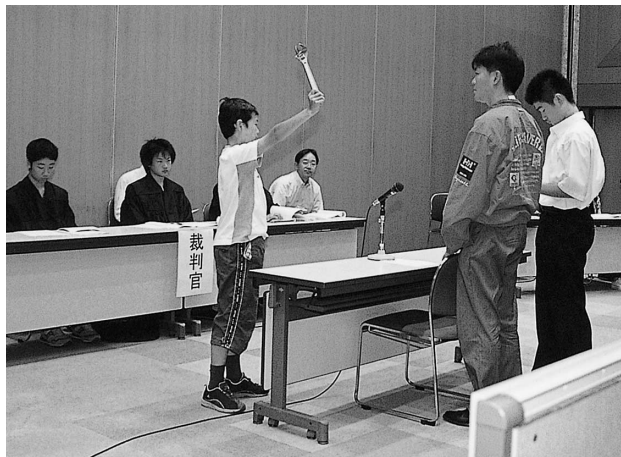
（法教育センター運営委員会委員 後藤 正邦）

Bコース：刑事模擬裁判

刑事模擬裁判は2班に分かれ実施された。模擬裁判の実演者には事前に担当する役割ごとのシナリオを送付し、実演前日に弁護士会館に集合してもらい練習を行なった。学校も年齢も違う、初めて顔を合わせる人と、いきなりチームを組んで模擬裁判の練習をし、さらに翌日には本番を行なわなくてはならないということで、準備期間も短く、実演者にとってはとにかく大変だったと思う。

しかし、実演者らは前日の練習後にきちんと記録を読み込み、本番当日には集合時間よりも早く来て打ち合わせをし、尋問事項の変更・追加を行ない、論告、弁論要旨にもそれぞれ手を加える熱心ぶりであった。本番では異議も出て、弁護士、検察官、裁判官とも力の入った実演となった。

シナリオは住居侵入・窃盗未遂事件の窃盗未遂の成否を争うシナリオであったが、争点についての判断結果は、2班では、傍聴人18名中12名が無罪、3人の裁判体も全員一致で無罪となった。1班も無罪であった。2班の裁判体の理由は、有罪とするには証拠が足りないというものであり、模擬裁判の限界を感じたが、裁判体は判決（住居侵入の点で有罪）において、準備されていた主文を変更し、執行猶予期間を6か月長くす



刑事模擬裁判の様子

るという独自の判断を行っており、検察官の尋問が成果をあげたのではないかと思います。これに対し、検察官からは、「悔しい、即日控訴する」との発言があり、一生懸命に取り組んだ様子がうかがえ、大変うれしかった。

模擬裁判終了後は、質問や雑談が行なわれ、参加者が司法に対して多大な興味を持っていることや、模擬裁判を通じてさらに強く関心を持つようになってくれたことを実感した。

（法教育センター運営委員会委員 杉村 亜紀子）

参加者のこえ ～アンケートより～

★裁判については学校で勉強しただけでまったく実感がわかなかったのですが、今回参加してとても現実的なものとなりました。

★現役の弁護士の話を聞くことができてとても面白かった。また同年代の同じようなことに興味を持つ人と知り合い、意見を交わすことができたのは、とても貴重だったと思う。

★裁判傍聴をしました。被告人が入ってきたとき、手錠と腰縄をしていてショックを受けました。

★法廷が思ったより広くなかった。傍聴人の席から証言台がすぐ近くでびっくりしました。弁護士や検察官、裁判官がまだ二十代と若い被告人に、二度と罪を犯さないよ

うに言い聞かせているのがすごく伝わりました。

★模擬裁判は、まるで本当の裁判を見ているように感じました。傍聴人でしたが、推理することがたくさんあって、楽しめました。

★私はこういうのは初めてで、どんなものだろうとドキドキしていたのですが、実際に模擬裁判を傍聴してみたところとてもおもしろく、今度は実演してみたいと思いました。

★専門講座に参加しました。講師の話がわかりやすく、とても勉強になりました。この講座に参加したことによって、今までは法律のことに興味がなかったのですが、もっと知りたいという気持ちがわいてきました。

Cコース：専門講座

1. 少年事件

昨年と同様に、「少年事件」がテーマとなった。講師は、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の菊池麻由子委員と私の2名が担当した。

今年は双方向の講義を目指し、まず参加者を2班に分けてそれぞれの班ごとに講師が1名ずつついて、座談会の形式をとった。

まずは、法曹や弁護士についての一般的説明から入り、成人の刑事事件での弁護士（弁護人）の役割を説明した。それと対比する形で、少年事件の理念や特徴、弁護士（付添人）の役割や活動について、実際にあった事件の話を交えながら説明した。

付添人の活動の1つとして環境調整活動というものがあり、少年のために時には居住先や学校、就職先を探したりすることもあるとの説明をすると、参加者からはそんなことまでするのかという驚きの声があがった。

参加者は昨年よりも少ない13名であったが、参加した中高生の関心は高く、なかには将来、法曹を目指している参加者もいて、活発に質問や意見が出され、大変密度の濃い講義となった。

（法教育センター運営委員会委員 村中 貴之）

2. 学校生活における子どもの人権

昨年のサマースクールでは、20名の中高生の出席のもと「日常生活での子どもの権利」とのタイトルで、専門講座を開催したが、今年は若干テーマを絞って、「学校生活における子どもの人権」と題して講演を実施した。講師は昨年と同様、子どもの人権と少年法に関する特別委員会に対して派遣を依頼し、同委員会の佐野みゆき委員が担当された。当委員会の広報が功を奏さなかったからか、参加者は中学生を主とした4名にとどまった。もっとも人数が少ないことのメリットもあり、座談会形式で実施できたので、参加した人達にはよかったのではないかと思う。少人数のため、各出席者から自己紹介をしてもらい、佐野委員が準備した

学校による人権侵害が疑われる事象をたくさん盛り込んだ事例に対する出席者の意見を、各人から詳しく聞けるなど、出席者参加型の講義が実践できた。

講義の内容は、体罰の許容範囲、学校による退学処分要件と手続き、子どもの権利条約など、一般の弁護士でも知らないと思われる専門的な内容にまで及んだが、参加者にとって身近な問題であったため、おおむね理解してもらえたと感じている。

一般に中高生は、学校教師の行なう判断を絶対的なものであると捉えやすく、学校生活において自分の権利を意識することは少ないと思われるが、本講義においては、学校がなす様々な判断の是非を検証する機会を与えられ、各出席者がそれぞれについて自分の頭で考えて答えを出したことは、きわめて有意義であったと思われる。本テーマは、当委員会において次年度以降も専門講座として継続していくべきテーマであることは間違いないと実感した。

（法教育センター運営委員会副委員長 狩野 剛）

3. 君も被害者になるかもしれない！ 消費者問題

携帯サイト・インターネットトラブル、架空・不当請求など、いまや中高生にとっても身近な問題である消費者問題について、消費者問題特別委員会消費者教育部会の竹内英一郎委員、武田香織委員、相澤和義委員、後藤正邦委員の4人が講師となり、講義を行なった。本講座には、中学生3名、高校生6名の9名が参加した。参加者が多くなかったこともあり、机を口の字形に並べ、参加者の間に弁護士4人が分かれて座り、座談会形式とした。

内容は、①「契約とは？」をクイズ形式で考える、②携帯サイトの不当請求についての説明、③インターネットトラブルについての説明である。講師の質問等に対して参加者が発言をし、それに対し他の講師が反対意見を発言する（参加者の意見が正しくて、無理矢理議論のため反対意見を言う場面もあった）という形で、議論がなされた。参加者からは、それまでの議論を応用した積極的な発言、分からないなりに考えなが

らの一生懸命な発言等が見られ、全体的に活発な議論がなされ、最後は時間が足りない位であった。

(法教育センター運営委員会委員 岩田 修)

4. 裁判員制度について

本講座では、23名（中学生12名、高校生11名）を対象に裁判員制度について、講義が行なわれた。講師は裁判員制度センター副委員長の坂本正幸会員にお願いした。

日頃、模擬裁判の指導や裁判傍聴の引率などで生徒達と質疑応答をしていると、裁判員制度についての質問が多く寄せられ、我々が思っている以上に生徒達の間では裁判員制度についての関心が高いという印象があった。そこで、今年のサマースクールでは急遽テーマを増やし本講座を設けることにした。果たせるかな4つの講座のうち、この講座への応募者が一番多かった。実際の講義も殺意の有無について具体例を取り入



専門講座（少年事件）

れ、生徒達に質問しながら活発な議論がなされた。裁判員制度に対する生徒達の関心も高く、また、事実認定は法律の知識がなくてもできるという講師の言葉は特に生徒達の心に残ったようである。今後よりいっそう裁判員制度の広報活動に力を入れるべきであると痛感させられた講座であった。

(法教育センター運営委員会副委員長 中嶋 靖史)